

## 雇用の安定・安心を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

こうした中、政府においては、成熟産業から成長産業への失業なき労働移動と多様な働き方を実現することによって、活力ある日本経済を取り戻すとともに、企業収益を雇用拡大、賃金上昇につなげていくという経済の好循環を目指され、労使双方のメリット・デメリットも勘案しながら、法改正を初めさまざまな検討を進められている。

我が国経済は、全体では明るい兆しが見られるものの、まだまだ地方には実感がないのも事実である。雇用情勢に関しても、緩やかに改善してきているとはいえ、とりわけ本県においては、近年、県内の経済・雇用情勢に大きな影響を及ぼす大規模な雇用調整が相次いで行われるなど、労働環境の早急なる安定化が求められている。

こうした現状に鑑み、雇用の安定・安心に十分配慮されるよう、本議会は政府に対して、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、地域の雇用確保や均等待遇の観点から、導入の見直しを含めて慎重に検討すべきこと。
2. 低賃金や低待遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
3. 雇用・労働政策にかかる議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。